

るため、本条例の一部を改正するものです。

◆東秩父運動施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

(内容) 旧西小学校跡地の有効活用による土地の分合筆登記により、坂本体育館の地番が変更となったため、本条例の一部を改正するものです。

人事案件

◆東秩父村副村長の選任について

(内容) 欠員となっていた副村長に大島健治氏を選任するものです。

◆人権擁護委員候補者の推薦について

(内容) 人権擁護委員神田勝雄氏が平成31年6月30日に任期満了となり、後任に奈良幸子氏を候補者として推薦するものです。

今回、内容についての詳しい説明は紙面の都合上、本文を詳しく記載したため、省略いたします。

今後は、色分け等をし、より分かりやすい条例解説を行いますよう努めていきます。

リリース地籍調査

Q. 地籍調査でできることは

- A. 分筆：同一の土地の中で、一部が異なる用途で使われている土地・形状になっていたり、はつきり構造物用で分けがある時には、二筆以上に分けることができます。
合筆：隣接する土地で、字や地目、所有者が同じ場合は、条件によって、一筆にまとめることができます。
地目の変更：土地登記簿の地目と現地の地目が異なり、農地法など他の法律に抵触しない場合は、現在あるべき地目に変更することができます。

Q. 地籍調査でできないこと

- A. 登記名義人の変更：名義人の方が亡くなっている場合、相続人等での名義を変えることはできません。
権利関係の変更：抵当権、地上権、地役権等の設定・抹消はできません。※所有権欄に記入されている所有者の住所・氏名の誤りは訂正ができます。
里道水路の廃止：公図にある里道（赤）、水路（青）はたとえ現状が残っていても用途廃止をしないかぎり、これを無くすことはできません。現況が残って居ない場合は、近隣の状態を確認し幅員を決定します。

Q. 地籍調査期間中の土地の異動など

- A. 地籍調査期間中の土地の異動などを禁止する規定はありませんので、土地の所有者は不動産登記法による申請をされても差し支えありません。ただ、地籍調査により作成した地籍簿の記載と登録簿の記載が一致しないこととなりますので、地籍調査中の区域での異動などがあつた場合は、村までお知らせください。

Q. 閲覧（地籍調査の結果の確認）の案内が届きましたが

- A. 閲覧は作成された地籍図と地籍簿案の確認を行っていただくものです。期間中（20日間）のご都合の良い日に、村指定の場所に認印・委任状（必要な方）をご持参のうえ、お越しく下さい。万一、結果に誤りがある場合には、必ず申し出てください。

地籍調査の推進にご理解とご協力をお願いします。
産業建設課地籍調査担当 ☎82-1222



あなたの命を守る防災タブレット

暖かく過ごしやすいこの季節は、「春の嵐」と呼ばれる台風並みの暴風が発生しやすい季節でもあります。ふだんから気象情報・防災情報を確認するようにしましょう。

いざという時のため、
いつでも電源を入れましょう

防災タブレットに関する各種問合せ
総務課 ☎82-1221

